		七　貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。 八　貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止するための措置をとること。 九　航海中、積載場所を通風しないこと。 十　陸揚げ時はオーバーハングの形成を防止すること。
ホウ酸	BORIC ACID	一　金属水素化物及びアルカリ金属と別の船倉又は区画に積載すること。 二　積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。 三　貨物を、可能な限り乾燥した状態に保つこと。 四　雨中において船積みをしないこと。 五　船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 六　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 七　貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。 八　航海中、積載場所を通風しないこと。 九　雨中において荷役作業をしないこと。 十　陸揚げ時はオーバーハングの形成を防止すること。 十一　洗い流す前に積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。

別表第一クリンカアッシュの項品名の欄中「(湿式)」及び「,WET」並びに同表木材ペレットの項を削り、同表木材チップの項の次に次のように加える。

木材ペレット（添加物及び（又は）結合剤を含むもの）	WOOD PELLETS CONTAINING ADDITIVES AND/OR BINDERS	一　可燃性物質に該当するものとして、危告示別表第十五の規定により隔離すること。 二　積載場所を清掃し、かつ、乾操させること。 三　貨物を、可能な限り乾燥した状態に保つこと。 四　雨中において船積みをしないこと。 五　船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 六　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 七　積載場所及び当該場所に隣接する閉鎖区域への立入りは、空気中の酸素濃度が20.7％以上かつ一酸化炭素濃度が100ppm未満になるまで禁止すること。 八　積載場所及び当該場所に隣接する閉鎖区域に立ち入る者は、酸素及び一酸化炭素の濃度を計測するための機器を装着し、常時計測すること。
木材ペレット（添加物及び（又は）結合剤を含まないもの）	WOOD PELLETS NOTCONTAINING ADDITIVES AND/OR BINDERS	一　可燃性物資に該当するものとして、危告示別表第十五の規定により隔離すること。 二　積載場所を清掃し、かつ、乾操させること。 三　貨物を、可能な限り乾燥した状態に保つこと。 四　雨中において船積みをしないこと。 五　船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 六　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 七　積載場所及び当該場所に隣接する閉鎖区域への立入りは、空気中の酸素濃度が20.7％以上かつ一酸化炭素濃度が100ppm未満になるまで禁止すること。 八　積載場所及び当該場所に隣接する閉鎖区域に立ち入る者は、酸素及び一酸化炭素の濃度を計測するための機器を装着し、常時計測すること。

（その他の固体ばら積み物質及び船舶によるその他の固体ばら積み物質の積載の方法を定める告示の一部改正）

第三条　その他の固体ばら積み物質及び船舶によるその他の固体ばら積み物質の積載の方法を定める告示（平成二十二年国土交通省告示第千五百二十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一フライアッシュ（乾式）の項の次に次のように加える。

ガラスカレット	GLASS CULLET	一　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 二　ガラスカレットを扱う者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。 三　船積み中、可能な限り、粉じんの発生を防止すること。

別表第一鉄鉱石の項第一号の次に次の一号を加える。

二　ビルジウェルは次に掲げる措置を講じること。

イ　清掃すること。

ロ　乾燥させること。

ハ　貨物が流入することのないよう、覆うこと。

別表第一鉄鉱石ペレットの項の次に次のように加える。

焼結鉄鉱	IRON SINTER	一　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 二　ビルジウェルは、貨物が流入することのないよう、覆うこと。 三　貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。

別表第一硫化マグネシウム肥料の項の次に次のように加える。

マンガン系合金鉄スラグ	MANGANESE COMPONENT FERROALLOY SLAG	一　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 二　貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。